

尾張旭市監査公表第10号

令和3年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年2月18日付け2回第73号で教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

教育委員会生涯学習課図書館

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
図書館用備品購入について、契約金額が10万円を超えているが、尾張旭市契約規則第25条の2のただし書により1者見積としている。契約の相手方を任意に特定する場合には、相手方を選定した理由等を明確に施行伺いに記述する必要がある。	指摘事項につきましては、尾張旭市契約規則に基づき、選定理由等を明確に示すよう是正します。